

16 京浜港台風対策協議会会則【港湾局川崎港管理センター港営課】

(設置、目的、名称)

第1条 京浜港（横浜区並びに川崎区に限る。以下同じ。）における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、京浜港台風対策協議会（以下「協議会」という）を横浜海上保安部に設ける。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、会員の互選により決定する。
- 3 会員は、別表1に掲げる機関・団体の代表者とする。
- 4 協議会に、会員の中から互選により選出された代表者で構成する代表者会を設置する。

(協議会及び代表者会の招集)

第3条 会長は次の場合に協議会を招集する。

- イ 定例会として、その年の台風来襲時期の前。
 - ロ 京浜港において、台風等の接近が予測される場合。
 - ハ 京浜港長から諮問があった場合。
 - ニ その他必要と認める場合。
- 2 会長は、前項ロ又はハの場合においては、会員の同意を得て協議会に代えて代表者会を招集することができる。
 - 3 会長は、台風の接近等に伴い緊急の対策を講ずる必要があるが、第1項及び第2項に定める会を招集する余裕がない場合、又は緊急の対策を講ずる必要が無いまでも会員に注意を促す必要があると認められる場合は、協議会又は代表者会に代えて代表者会会員と電話による協議を実施することができる。
 - 4 前2項による協議については、協議会による協議として取り扱う。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の事項について調査検討し、必要な措置を協議する。

- 1 台風の進路及び影響の予測
- 2 京浜港における在泊船舶、木材、危険物荷役等の状況
- 3 警戒体制等の必要性及び発令時期
- 4 避難の方法
- 5 その他台風災害防止のため必要な措置

(警戒体制)

- 第5条 会長は、前条の協議にもとづき、別表2の警戒体制等の指導、勧告について京浜港長に建議する。
- 2 会員は、京浜港長が前項の警戒体制等について指導・勧告したときは、別表2の実施事項欄に定める措置の実施を推進する。

(通報及び周知)

第6条 警戒体制等の正確かつ迅速な伝達を確保するために、別表3に定める情報連絡経路に従い、速やかに警戒体制等の内容を通報するとともに、別表4に定める方法により警戒体制等の情報を周知する。

(避難時の留意事項)

第7条 防波堤外へ避難した船舶の錨地通報、当直体制の確保等避難時の留意事項を別表5のとおり定める。

(補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会長は協議会会員の了解を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、横浜海上保安部航行安全課において行う。

附 則

この会則は、昭和52年8月20日から実施する。

(中 略)

附 則

平成30年10月31日改正